

●札幌市子どもの権利条例の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の完成について

札幌市では、子どもの権利や「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」について広く市民に関心をもってもらおうと、親子向けの絵本「おばけのマールとすてきなまち」を作成しました。

絵本は、市内の幼稚園や保育所、小学校、区役所、図書館などに配布します。また、作者のトークショーや絵本の読み聞かせ、絵本のプレゼント抽選会などを実施する、完成記念イベントを開催します。

札幌市では、この絵本の読み聞かせなどを通じ、多くの市民にあらためて子どもの権利について考え、学ぶきっかけにしてほしいと考えています。



▲表紙

1 絵本の概要

(1) 名称

おばけのマールとすてきなまち

(2) 目的

この絵本の読み聞かせなどを通して、子どもはもちろん、その保護者ら大人にも、「子どもの権利条例」や子どもの権利について、一緒に理解・関心を深めてもらう。

(3) 内容

「おばけのマール※」が、札幌市子ども議会に招待され、子どもたちと一緒に「すてきなまち」の設計図を描くというもの。絵本には、札幌は子どもにとって優しいまちであるが、子どもたちとつくる札幌の未来はもっと素晴らしいというメッセージが込められている。また、子どもの権利条例について紹介するページも掲載している。

※ 中西印刷株式会社（林下英二代表取締役）から札幌を舞台に 5 作品が出版・販売されているシリーズ作品。今回の絵本は、公募型プロポーザルにより同社の企画提案を採用し、札幌市が作成。

(4) 作成に当たって

絵本の作成に当たり、9 月 21 日に「ええほん（絵本）どーする？委員会」を開催。市内の小学 4 年生から中学 3 年生までの 19 人が参加し、「すてきなまち」のアイデアについて話し合いを行った。その内容が絵本の「すてきなまちの設計図」として反映されている。なお、委員の子どもたちは絵本の登場人物として描かれている。

(5) 規格・作成部数

21cm×21cm、24 ページで、1,000 部を作成。

(6) 配布先

札幌市内の幼稚園や保育所、小学校、児童会館、区役所、図書館などに各 1 部を来年の 1 月以降、随時配布するほか、希望者に対し、抽選で 100 部程度を配布予定。

また、札幌市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>) にも掲載予定。



▲ 絵本の1カット（登場人物の一部は「ええほん（絵本）どーする？委員会」の参加者）



▲ 「ええほん（絵本）どーする？委員会」の様子

2 絵本完成イベント「ええほん（絵本）こうな^{ショー}ったでshow」の開催

(1) 日時

平成 25 年 12 月 27 日（金）10：30～12：00（開場 10：00）

(2) 会場

札幌エルプラザ 3 階「ホール」（北区北 8 条西 3 丁目）

(3) 内容

① プログラム

ア 絵本「おばけのマールシリーズ」のイラストを担当している「なかい れい」氏による、「おばけのマールから子どもたちへのメッセージ」をテーマとしたトークイベント

イ 「ええほん（絵本）どーする？委員会」による「おばけのマールとすてきなまち」の完成発表

ウ 読み聞かせグループ「SO-LA」による「おばけのマールとすてきなまち」やその他マール作品の読み聞かせ

エ 絵本プレゼントの公開抽選会

② その他

ア 来場者プレゼント

- ・プログラムを印刷した「おばけのマール」特製しおり（非売品、来場者全員）
- ・オリジナルキーホルダー（非売品、150 人、子ども（18 歳未満）限定）

イ 「おばけのマール」（パネル）と写真が撮れる撮影コーナーを設置

(4) 参加および絵本プレゼント申し込み

① 募集期間

11 月 27 日（水）～12 月 17 日（火）

② 定員（申し込み多数の場合は抽選）

ア 絵本完成イベント：250 人

イ 絵本プレゼント：100 世帯程度

③ 申し込み方法

いずれも申し込みは世帯単位。①イベント参加・絵本プレゼント両方希望、②イベント参加のみ希望、③絵本プレゼントのみ希望のいずれかを選択し、その他必要事項とともに札幌市コールセンターに電話（222-4894）、ファクス（221-4894）、Eメール（info4894@city.sapporo.jp）で申し込み。

3 子どもの権利の啓発に関するこれまでの主な取り組み

(1) 子どもの権利条例を紹介するパンフレットの配布

一般向けに配布しているほか、平成 22 年度以降、毎年市内の全小学 4 年生および全中学 1 年生に、それぞれ小学生版・中学生版を配布。

(2) 広報紙「子どもの権利ニュース」と「子ども通信」の発行

子どもの権利について考えてもらうきっかけとして、一般向け「子どもの権利ニュース」と、子ども向け「子ども通信」を年間 2 回発行し、学校や地域関係者等に配布。

(3) 子どもの権利 PR 冊子「Kenri Book (けんりぶっく)」の発行

子どものいる家庭だけではなく、社会全体に子どもの権利について関心を持ってもらおうと作成。子どもの権利の考え方や、条例の内容・特徴などについて、四コマのイラストなどを交え、分かりやすく紹介。

(4) さっぽろ子どもの権利の日事業

子どもの権利条例に基づき、11 月 20 日を「さっぽろ子どもの権利の日」とし、毎年この日の前後の土日に、子どもの権利について市民の関心を高めるための事業を実施。

今年度は、11 月 17 日に、地域等で子どもに関わる活動をしている 6 団体が、これまでの取り組みやこれから取り組みたい活動のアイデアを発表し、団体同士や子どもとの交流を図る「子どもまちづくりコンテスト」を実施し、100 人を超える子どもが参加した。

(5) 出前授業・出前講座

小中学生を対象とした出前授業や、大人を対象とした出前講座を実施。

(6) 子ども議会

子ども自身が「札幌のまちづくり」について考えることで市政への参加と理解を進めるとともに、子どもの権利条例にある「意見を表明する権利」を体現する場として、条例制定前の平成 13 年度から開催。市内の小学 5 年生から高校生までの子どもたちが、「子ども議員」として委員会ごとに札幌市に対する提案をまとめ、本会議で市長らに向けて発表・提案する。

今年度は、9 月 29 日に第 1 回委員会を開催。合計 7 回の委員会を重ねた後、12 月 26 日に市議会議場において子ども議会本会議を開催する。

問い合わせ先

子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 岩佐・原
電話：211-2942